



# 山形県公報

平成25年1月29日（火）  
第2414号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（健康福祉企画課）…67
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…68

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 同……………（ 同 ）…69
- 同……………（ 同 ）…70
- 同……………（ 同 ）…71
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…72
- 一般競争入札の公告……………（鶴岡病院）…75

## 告 示

### 山形県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
訪問看護ステーションスワン  
酒田市千石町二丁目3番20号
- 2 届出の内容

| 指定医療機関の名称                |               | 変更年月日        |
|--------------------------|---------------|--------------|
| 変 更 前                    | 変 更 後         |              |
| 社団法人酒田地区医師会訪問看護ステーションスワン | 訪問看護ステーションスワン | 平成23. 10. 24 |

| 指定医療機関の所在地     |                | 変更年月日        |
|----------------|----------------|--------------|
| 変 更 前          | 変 更 後          |              |
| 酒田市本町三丁目11番40号 | 酒田市千石町二丁目3番20号 | 平成23. 10. 24 |

## 山形県告示第77号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称        | 施設又は実施する事業の種類                                                      | 指定介護機関の所在地        | 指定年月日      |
|------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|------------|
| グランデージあすなろ川樋     | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護<br>小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護 | 南陽市新田577番地        | 平成24. 4. 1 |
| 老人保健施設うらら        | 訪問リハビリテーション<br>介護予防訪問リハビリテーション                                     | 酒田市大字本楯字前田127番地の2 | 同 10. 1    |
| 瑞穂の郷デイサービスセンター東館 | 通所介護<br>介護予防通所介護                                                   | 鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1 | 同 11. 15   |
| 人生の楽園 時悠館        | 小規模多機能型居宅介護<br>介護予防小規模多機能型居宅介護                                     | 山形市大字風間1261番地5    | 同 11. 30   |
| 人生の楽園            | 介護予防認知症対応型共同生活介護                                                   | 山形市大字風間字北向1261番地1 | 同          |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成25年5月29日まで縦覧に供する。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン山形南ショッピングセンター  
山形市若宮三丁目7番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
代表取締役 岡内欣也
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備 考             |
|---------|------|-------|-----------------|
| 全ての小売業者 | 午前8時 | 午後11時 | 年間100日は開店時刻午前7時 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備 考 |
|---------|------|-------|-----|
| 全ての小売業者 | 午前7時 | 午後11時 |     |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から午後11時15分まで

(変更後) 午前6時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成25年1月10日

5 届出年月日

平成25年1月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年5月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成25年5月29日まで縦覧に供する。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形北ショッピングセンター

山形市馬見ヶ崎二丁目12番19号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備 考             |
|-------------|------|---------|-----------------|
| イオンリテール株式会社 | 午前8時 | 翌日の午前0時 | 年間100日は開店時刻午前7時 |
| その他の小売業者    | 午前8時 | 午後10時   | 年間100日は開店時刻午前7時 |

(変更後)

| 小売業を行う者     | 開店時刻 | 閉店時刻    | 備考 |
|-------------|------|---------|----|
| イオンリテール株式会社 | 午前7時 | 翌日の午前0時 |    |
| その他の小売業者    | 午前7時 | 午後10時   |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分から翌日の午前0時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から翌日の午前0時15分まで

(変更後) 午前6時45分から翌日の午前0時15分まで

4 変更年月日

平成25年1月10日

5 届出年月日

平成25年1月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年5月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成25年5月29日まで縦覧に供する。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン米沢店

米沢市春日二丁目13番地4外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考              |
|---------|------|-------|-----------------|
| 全ての小売業者 | 午前8時 | 午後11時 | 年間100日は開店時刻午前7時 |

(変更後)

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考 |
|---------|------|-------|----|
| 全ての小売業者 | 午前7時 | 午後11時 |    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時30分から午後11時30分まで。ただし、年間100日は午前6時30分から午後11時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午後11時30分まで

4 変更年月日

平成25年1月10日

5 届出年月日

平成25年1月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年5月29日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに三川町役場において平成25年5月29日まで縦覧に供する。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン三川ショッピングセンター

東田川郡三川町大字猪子字和田庫128番1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表取締役 村井正平

株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1

代表取締役 捧雄一郎

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考                           |
|---------------|---------|---------|-------------------------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前8時    | 午後11時   | 年間100日は開店時刻午前7時、年間6日は開店時刻午前6時 |

(変更後)

| 小 売 業 を 行 う 者 | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 | 備 考           |
|---------------|---------|---------|---------------|
| 全 て の 小 売 業 者 | 午前7時    | 午後11時   | 年間6日は開店時刻午前6時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前7時45分から午後11時15分まで。ただし、年間100日は午前6時45分から午後11時15分まで、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで

(変更後) 午前6時45分から午後11時15分まで。ただし、年間6日は午前5時45分から午後11時15分まで

4 変更年月日

平成25年1月10日

5 届出年月日

平成25年1月9日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年5月29日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年1月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名 称               | 所 在 地                     | 規 格  |                               | 公 募<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    | 金 額         | 摘 要         |                                    |                                    |
|-------------------|---------------------------|------|-------------------------------|------------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                   |                           | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |            |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営屋城町アパ<br>ート（3棟） | 長井市屋城町4<br>-3             | 2LDK | 61.4                          | 1          | 一般用 | 20,500<br>円             | 23,600<br>円                        | 27,000<br>円                        | 30,500<br>円                        | 34,900<br>円 | 40,200<br>円 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |                                    |
| 同 小国アパー<br>ト2号    | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫館3-<br>3-8 | 3DK  | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    | 単身可                                |
| 同                 | 同                         | 同    | 59.4                          | 1          | 同   | 13,700                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,500                             | 23,400      | 27,000      |                                    |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成25年2月8日から同月15日まで（土・日曜日・祝日は休館日となります）（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は、平成25年2月15日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成25年3月下旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年1月29日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院3階第一会議室
- (2) 日時 平成25年3月28日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び予定数量 A重油 448,000リットル  
予定数量は昨年度実績により算出したもので、その数量を保証するものではない。
- (2) 調達をする物品の仕様等 日本工業規格K2205重油に規定するもののうち1種2号に限る。
- (3) 契約期間及び納入方法 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとする。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け山形県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所等及び契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
〒997-0369 鶴岡市高坂字堰下28番地 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係  
電話番号0235 (22) 2690
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額に2の(1)の予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただ

し、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成25年2月22日（金）午後3時までに山形県立鶴岡病院総務経営課施設用度係に提出すること。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、山形県立鶴岡病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel Oil 448,000l

(2) Time-limit for tender: 10:00AM, March28, 2013

(3) Contact point for the notice: Management Division, Yamagata Prefectural Tsuruoka Hospital, 28 Aza Sekishita, Takasaka, Tsuruoka-shi, Yamagata-ken 997-0369 Japan TEL0235-22-2690